

奨学金規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人堤康次郎記念育英財団（以下「本財団」という）が、その事業として行う奨学金制度について定める。

(奨学生の資格・定義)

第2条 本財団が奨学金を支給する者は、次の資格を有しなければならない。

- (1) 応募時において、滋賀県内の高等学校の第一学年に在籍し、滋賀県内に在住する学生であること
 - (2) 学術優秀、健康、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者
- 2 本財団から学資の支給を受ける者を「奨学生」と称し、支給する学資を「奨学金」と称する。

(奨学金の金額および支給期間)

第3条 奨学金の額は、次のとおりとする。なお、支給時期等は別に定める。

- 年額36万円
- 2 奨学金の支給期間は、採用時から学則に定められた最短修業年限の終期までとする。ただし、採用時期が学年の途中である場合、学年の始まるときから遡及して支給することがある。
 - 3 奨学金は、返還を要しないものとする。

第2章 出願、採用および奨学金の支給

(奨学生の募集および応募手続き)

第4条 奨学生志望者は、在籍高等学校を通じて応募しなければならない。

- 2 奨学生志望者は、奨学生願書その他募集要項に定められた必要書類を在籍高等学校長に提出して、在籍高等学校長の推薦を受けなければならない。
- 3 在籍高等学校長は、奨学生志望者を本財団に推薦しようとするときは、第2条第1項に規定する資格を審査の上、本財団所定の様式による推薦書を作成し、奨学生志望者の応募書類とともに本財団へ提出することとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、応募者の中から本財団の選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

- 2 奨学生の採用者の選考結果は、在籍高等学校を通じて応募者に通知する。
- 3 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を本財団に提出しなければならない。

(奨学生継続の条件)

第6条 次の全ての条件を満たした奨学生は、次年度についても継続して奨学生となることができる。ただし、在籍高等学校を卒業したものはこの限りではない。

- (1) 在籍高等学校において、進級と判定された者
 - (2) 奨学金の支出書の提出を求められたとき、これを履行した者
 - (3) 本規程に定める奨学生の義務に違反していない者
- 2 奨学生の継続の判断は、理事会が決定する。

(奨学金の支給)

第7条 奨学金の給付は、原則として、本人に直接交付するものとし、奨学生名義の預金口座への振込む方法による。

(成績・生活状況報告)

第8条 奨学生は、毎学年末に、学業成績及び生活状況に関する報告書を本財団に提出しなければならない。

(異動等の届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本財団に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、留年、停学、転学又は退学の場合
- (2) 奨学金を辞退する場合
- (3) 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- (4) 奨学生の世帯主（扶養者）又は身元保証人に変更（死亡、転居、改氏名等）が
 あった場合
- (5) その他重要事項に変更が生じた場合

(奨学金の支給中止)

第10条 次の場合は、奨学金の支給を中止する。

- (1) 奨学生が停学、転学、退学した場合
- (2) 奨学生が死亡した場合

- 2 前項第1号の場合において、本人が本財団に届け出なかったとき、又は届出が遅れたときは、各事由の発生時点に遡り奨学生の支給を中止し、その後に支給した奨学生を返還させる。
- 3 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等又は在籍高等学校長等の意見を聴いた上で、奨学生の支給を中止することがある。
 - (1) 奨学生志望出願の際、事実を偽った場合
 - (2) 品行不良である場合
 - (3) 学業成績が著しく不良となった場合
 - (4) 留年した場合
 - (5) 疾病等のため卒業の見込み又は卒業後活動の見込みがなくなった場合
 - (6) 前条に規定する書類を提出しない場合
 - (7) 家庭事情の好転のため、奨学生支給の必要がなくなった場合
 - (8) その他前各号に準じると判断される場合
- 4 前項の奨学生の支給中止の判断は、必要に応じて選考委員会の意見を確認し、理事会が決定する。

(転学の場合の取扱の例外)

- 第11条 前条第1項第1号の転学の場合において、転学先の学校長等を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定に関わらず奨学生の支給を継続することがある。
- 2 前項の奨学生の支給継続の判断は、必要に応じて選考委員会の意見を確認した上で、理事会が決定する。

(長期欠席、休学中の取扱)

- 第12条 奨学生が長期欠席、休学したときは、当該事由が発生した翌月分から奨学生の支給を停止する。ただし、長期欠席又は休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、長期欠席又は休学中であっても奨学生の支給をすることがある。
- 2 前項本文により奨学生の支給を停止された者が復学する場合に、奨学生支給の再開を希望する場合は、推薦者又は在籍高等学校長の承認を得て支給再開申請を行うこととし、本財団は申請を受けて事情を勘案し奨学生支給を再開するか決定する。
 - 3 第1項の場合において、支給を停止された分の奨学生がすでに支給されている場合、奨学生は停止された分の奨学生を本財団に返還しなければならない。
 - 4 第1項但書の奨学生の支給継続、第2項の奨学生の支給再開の判断は、必要に応じて選考委員会の意見を確認し、理事会が決定する。

(個人情報の保護に関する方針)

第13条 奨学生応募者および奨学生に関する身上書等の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡等奨学事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第14条 本規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。ただし、早急に決定する必要がある場合は、代表理事が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附則

第1条 本規程は、平成30年11月23日より施行する。

附則

第1条 本改定は、平成31年3月5日より施行する。

附則

第1条 本改定は、平成31年4月1日より施行する。